1アカウントの登録方法

- ① 手のひら県庁にログイン
- ・スマホの場合、下記 QR コードを読み取る

身障減免用

構造減免用





- ・PC の場合、「えひめ電子申請システム 身障者減免申請」/「えひめ電子申請システム 構造減免」 と検索
- ② 利用者情報登録
- ■過去に手のひら県庁で申請された方ですでに利用者登録がお済の方
- ・「ID」「パスワード」を入力しログイン



- ■利用者登録する場合
- ※利用者登録をされると申請時の住所氏名入力省略等の簡素化が可能
- ※一度申請した情報を流用して申請することも可能
- ①「利用者登録される方はこちら」をクリック



利用規約を読み「同意する」をクリック 利用者管理 利用者登録説明 下記の内容を必ずお読みください。 利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。 また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用できるため、入力が簡素化されます。 繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。 利用者が一定期間(1095日)ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。 <利用規約> えひめ電子申請システム利用規約 この規約は、利用者が「えひめ電子申請システム」(以下「本システム」といいます。)を利用して愛媛県及び愛媛県内の市町(以下「構成 団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出及び満産・イベント申込みを行う場合の手続について必要な事項を定めるも 2 利用規約の同意 利用者が本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、構成団 体は本システムのサービスを提供します。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことが できません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除 - 7.を利田! 7由諸・尾出等手続を行う担合け、利田裏たス太人が次の名号に掲げス利田方注に従い利田裏登録を行うことができるも 「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 同意する ③ ご自身のメールアドレス(利用者 ID)を入力し、「登録する」をクリック 利用者管理 利用者ID入力(利用者登録) 連絡がとれるメールアドレスを入力してください。 登録いただいたメールはそのまま利用者IDとなります。 入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。 URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。 また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「<u>pref-ehime@apply.e-tumo.jp</u>」からのメール受信が可能な設定に変更してください。 上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。 なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。 最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール 受信が可能な設定に変更してください。 利用者ID入力 利用者区分を選択してください 必須 ■ 個人 ○ 法人 代理人 利用者ID(メールアドレス)を入力してください <mark>必須</mark> 利用者ID(確認用)を入力してください 必須 登録する

④ 入力されたメールアドレス宛に申込画面の URL を記載したメールを送信しますので、URL にアクセスし、必要事項を入力してください。



⑤入力が完了したら「確認へ進む」ボタンを押下

※入力いただいたパスワードはログインする際に必要ですので忘れないようにしてください。





⑥ 問題がなければ「登録する」ボタンを押下

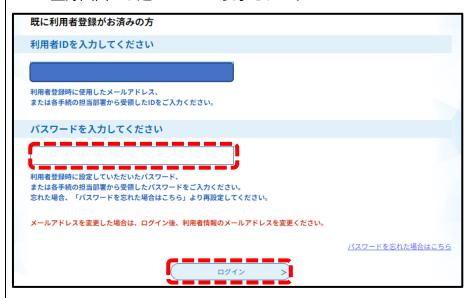


⑦「手続き申込へ」ボタンを押下

<利用者登録完了画面>



⑧ 先ほど設定したパスワードを入力し、「ログイン」 ボタンを押下※登録画面から進むと ID が表示されます



⇒2の申請に進む

■利用者登録しない場合

・「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック



利用者登録しない場合でも 申請状況の確認等は可能 (3に記載)

・利用規約を読み「同意する」をクリック



⇒2の申請に進む

2 申請方法

① 1でログイン後、上から順に入力し、最後まで入力が完了したら「確認へ進む」ボタンを押下。



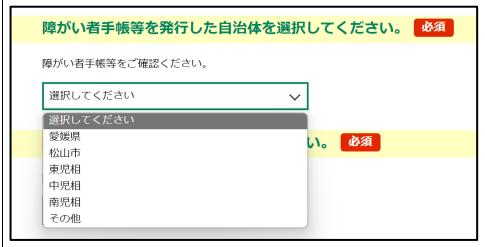
②「申込む」ボタンを押下する



- ・入力に漏れやエラーがあれば、エラー表示されますので、修正してください。
- ・正常に申請ができれば、記載いただいたメールアドレスに「完了メール」が届きます。

【入力上の注意】(よくある間違い)

- ■障がい者手帳等を発行した自治体を選択してください。 手帳番号の横に記載の自治体を選択してください。
 - ⇒「愛媛県」/「松山市」で間違えが多いです。



■日付の入力

申請にかかる数字の入力はすべて半角数字になります。

⇒全角で記載された場合、エラー表示となります。

障がい者手腕	長の交付日を入力	זטנ	てください。	必須	
	をご確認ください。 牧字で入力してください	۷١°			
~		年		月	日

■障がいのある方の情報選択

自動車の所有者と障害のある方が異なる場合「自動車の所有者(申請者)と違う」を選択してください。 ⇒別人であるのに「自動車の所有者(申請者)と同じ」とされていることが多いです。

障がいのある方の情報(障がい者手帳等をご用意ください)				
障がいのある方の情報を選択してください。 <mark>必須</mark>				
自動車の所有者(申請者)と同じ 自動車の所有者(申請者)と違う				
選択解除				

■写真の添付

PC での申請の場合、必要書類については事前に撮影もしくはスキャンして、ファイルに保存してください。 スマホでの申請場合、事前に撮影したものをご準備ください。

■運転免許証及び障がい者手帳の画像

○ファイルの枚数を制限している関係上、運転免許証と身体障がい者手帳等の写真は一緒に撮影してください。

〇障がい者手帳は全ページが映るように撮影してください。必要な個所が写っていないと、申請が差し戻し となります。

運転免許証及び障がい者手帳の画像(表面)を添付してください。 必須

運転免許証の表面と、障がい者手帳の表面(障がい者の氏名、住所、生年月日、障がい名、障がい等級等の情報がわかる面)の 写しを添付してください。

- ※運転免許証の有効期限切れのものは受付できません。
- ※家族運転での申請において、送迎証明書に記載の運転者が複数いる場合は、全員分の運転免許証を添付してください。
- ※障がい者手帳は一部分ではなく、表面の全ページが写ったものを添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

■生計同一の確認ができるもの

- 〇健康保険証は障がい者、申請者(納税義務者)、運転者全員の健康保険証の記号番号が同じ場合に限ります。
- 〇住民票は障がい者、申請者(納税義務者)、運転者全員が同一世帯である場合に限りますので、世帯を分けている場合は生計同一証明書の取得が必要です。
- ○生計同一証明書は地区の民選委員の確認を受けたものを市町役場で証明を受ける必要があります。

生計同一の確認ができるもの(下記の3つのうちいずれか1つ)を選択してください。

| 必須 | 選択肢の結果によって入力条件が変わります |

- (1) <u>障がい者、申請者(納税義務者)、運転者全員</u>の健康保険証(表裏両面)
 - ※健康保険証の<u>記号番号が同じ</u>である場合に限る
 - ※後期高齢者医療保険被保険証をお持ちの方が含まれる場合は、保険証で確認が取れない場合がありますので、下記(2)又は(3)を添付してください。
- (2)世帯分の住民票
 - imes $\mathbf{\overline{phi}}$ い者、申請者(納税義務者)、運転者全員が同一世帯 $\mathbf{\overline{c}}$ である場合に限る
 - ※申請日前1か月以内に発行されたもの
- (3) 生計同一証明書(お住まいの市町の障がい福祉担当課において証明を受けたものをご用意ください。)
 - ※申請日前1か月以内に発行されたもの

\bigcirc	健康保険証
\bigcirc	世帯分の住民票

生計同一証明書

選択解除

3 申請状況確認方法

- ① 手のひら県庁にてログイン画面を表示する
- ・スマホの場合、下記 QR コードを読み取る

身障減免用

構造減免用





・PC の場合、「えひめ電子申請システム 身障者減免申請」/「えひめ電子申請システム 構造減免」と検索

■利用者登録をしている場合

②「ログイン」ボタンを押下



②「利用者 ID」(=利用者登録時のメールアドレス)と「パスワード」(=利用者登録時に設定したパスワード) を入力し、「ログイン」ボタンを押下



③「申込内容照会」ボタンを押下



④ 照会を行う手続きの「詳細」ボタンを押下 ※過去の申し込み一覧が表示されています





<申込内容照会画面>



<処理状況の概要>

(届出タイプの場合)

処理状況	状態説明
処理待ち	申込が終了し、本サービス提供側の受付(処理)が必要な状態です。
	※利用者による内容の変更や取下げが可能です。
取下げ	申込を行ったが、利用者が取下げた状態です。
返却中	申込を受付けて審査しましたが、内容の誤り等で再度利用者に返却された
	状態です。 (利用者側で申込の内容修正・取下げが必要な状態です。)
	※利用者による内容の変更や取下げが可能です。
不受理	申込を受付けて審査しましたが、不受理となった状態です。 (利用者側
	は、再度初めから申込む必要がある状態であり、不受理となった申込は一
	旦完了となります。)
処理中	審査が完了し、返信文書をダウンロードできる前の状態です。
(返信未)	
処理中	返信文書がアップロードされ、申請者側でダウンロードが可能な状態で
(返信済)	す。
完了	審査が完了し、問題ない状態です。
強制完了	担当者により強制完了になっている状態です。

4申請後の流れ

(申請期間:4/1~5/24)

申請

 \downarrow

県にて内容を審査

 \downarrow

不備等あれば「返却」メールを送信(詳細はメールにて連絡します) →返却があった場合の修正方法は②

 \downarrow

不備がない場合、「仮受付」メールを送信(詳細はメールにて連絡します)

 \downarrow

県にて内部審査の上、問題なしと判断された場合、「完了」メールを送信

 \downarrow

(5/10)

納税通知書がお手元に送付されますが、申請されている場合<mark>支払不要</mark>です。

 \downarrow

(6月中旬)

減免をお知らせするハガキ「減額通知書」が送付される。

5返却後の修正方法

不備等があれば、県の方から申請書を返却し、登録いただいたメールアドレスに不備内容を含めてご連絡します。

- ① 手のひら県庁でログインし、申込内容照会画面まで進みます。 →3 の手順参照
- ② 画面下部の「修正する」ボタンを押下



- ③ 不備のあった部分について修正、添付資料の差し替えを行う
- ④ 修正後「確認へ進む」ボタンを押下
- ⑤ 問題がなければ「修正する」ボタンを押下